

食肉市場清掃業務仕様書

1 業務名

食肉市場清掃業務

2 業務目的

本業務は、建築物等を清潔に保つことにより、衛生的な環境の確保を図るとともに、食肉の安全と衛生を確保することを目的とする。

3 業務内容

(1) 清掃

- ア 清掃を行う場所は、別図のとおりとする。
- イ 清掃内容及び清掃方法等については、別表によるものとする。
- ウ 消毒の方法等については、別途、協議の上、詳細を定めるものとする。

(2) 廃棄物の収集・集積等

- ア 収集した廃棄物は、後記(3)により分別し、指定の場所に集積するものとする。
- イ 後記(3)のアの可燃ゴミ及びウの不燃ゴミについては、市の指定袋に詰めたものを集積するものとする。
- ウ ダンボールの収集・集積に当たっては、圧縮を行わないこと。
- エ 廃棄物の収集方法等については、別途、協議のうえ、詳細を定めるものとする。

(3) 廃棄物の分別等

集積場所に搬入された廃棄物は、次により分別し、それぞれ発注者が指定する所定の場所に集積し、又は車両等に積込み、その後の搬出に備えるものとする。

- ア 可燃ゴミ
- イ ペットボトル
- ウ イ以外の不燃ゴミ
- エ 資源ゴミ
- オ 大型ゴミ
- カ 有害ゴミ

(4) ペットボトルの洗浄

前記(3)により分別したペットボトルは、キャップ、ラベルの除去及び洗浄を行うものとする。

(5) 緑地帯内の雑草等の除去及び処分

受注者は緑地帯内の雑草等の除去及び処分を行うものとする。【年12回】

除去後の雑草等の処分については、関係法令等を遵守して、適正に対処又は処理

すること。

4 付随内容

(1) 業務の実施等

ア 業務は、原則として、広島市中央卸売市場業務条例施行規則第4条第1項(2)及び同条第2項に基づく開場日に実施するものとする。

イ 12月29日及び30日については、開場日であるかないかにかかわらず、廃棄物の収集・集積等を行うものとする。

ウ 業務の実施時間は、原則として、午前6時30分から午後4時30分までとする。

ただし、合理的理由がある場合は、受注者は発注者に対し協議を行い、発注者が了承した場合に限り、別途時間を定め、実施することができるものとする。

エ 別紙に掲げる業務のうち、定期的に行う業務については発注者に支障がない日に実施するものとし、事前に発注者の了承を求めるものとする。

(2) 廃棄物の分別

ア 廃棄物の分別に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等関係法規を遵守するとともに、ゴミの資源化、再利用化に配慮し、適正に行うものとする。特に、軽易な汚れ等、簡単な洗浄程度で当初の使用目的に耐えうる物は、再利用に供することとし、発注者が指定する所定の場所に集積するものとする。

イ 資源ゴミは、次により分別するものとする。

(ア) 新聞

(イ) 雑誌

(ウ) 用紙

(エ) ダンボール

(オ) アルミ缶

(カ) スチール缶

(キ) 金属くず

(ク) ガラス瓶

(ケ) ガラスカレット

(コ) 布類

5 留意事項

(1) 受注者は、業務遂行中、受注者名を入れ、統一した、清潔で衛生的な衣服を着用するとともに、身分証明書を携行・着用すること。

(2) 受注者は、業務遂行中、休憩中を問わず、常に品位を保ち市場関係者及び来場者等とトラブルを起こさないこと。

- (3) 受注者は、節度あるきびきびした態度で、業務に従事すること。
- (4) 受注者は、休憩を指定した場所とするものとし、特に業務の途中で休憩するときは機材器具を整頓し、第三者の邪魔にならないよう配慮すること。
- (5) 受注者は、当該業務終了後、機材、器具を整理整頓して保管すること。
- (6) 受注者は、当該業務に使用する洗剤、ワックス、その他薬品類は優良品を使用し、使用前に発注者に見本を提出し、了承を得ること。
- (7) 受注者の選任した現場責任者は、発注者と連絡を密にし、業務の円滑な履行に努めること。
- (8) 受注者は、業務履行中に、火災、盗難、その他異常事態の発生を発見、又は、発生を予見した場合は、適切な処置をとるとともに、直ちに発注者へ通報すること。
- (9) 受注者は、当該業務従事者に対し、労働基準法、労働安全衛生法等の労働諸法及び社会保険諸法上の責任を負い、もって労働管理を行い、本業務に支障をきたさないようにすること。
- (10) 清掃作業は、衛生性に配慮するとともに業務に支障を生じないように、別表に定める時間帯を遵守して行うこと。
- (11) 業務に使用する資機材等は、十分に洗浄・乾燥するなど、臭気を含め、衛生面に十分配慮すること。
- (12) 受注者は、業務と関係のない場合においては、不要な電力を使用しない等、節電・節約に努めること。
- (13) 受注者は、発注者から都度要望があった場合、速やかに対応すること。

6 報告事項等

- (1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者及び従業員の住所・氏名等を報告するものとする。現場責任者又は従業員に変更があったときもまた同様とする。
- (2) 広島市委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は、年間計画書及び月間計画書とし、年間計画書は契約締結後速やかに提出し、月間計画書は前月の25日までに(4月分については、契約締結後速やかに)提出して、それぞれ発注者の承認を受けなければならない。
- (3) 広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書は、業務日誌及び月間報告書とし、業務日誌は毎日(当該日が休場日の場合は、当該日以降の直近の開場日)前日分を提出し、月間報告書は翌月の10日(ただし、3月分については3月31日)までに提出して、それぞれ発注者の確認を受けるものとする。

なお、日誌及び月間報告書の様式については、事前に発注者に提出し、承認を受けること。

7 費用負担等

(1) 受注者は、次に掲げるものを除き、業務の遂行に必要な経費を負担するものとする。

ア 従業員の控室、その他発注者が指定する場所の使用及びそれに係る光熱水費

イ トイレットペーパー及び手洗い用消毒石鹼液

ウ 可燃・不燃ごみ用指定袋（市が排出者として、処分責任がある廃棄物用）

エ 電気、ガス、水道（湯を含む。）は、効率よく効果的な使用を検討・研究・実施し、省エネルギー、省資源に資すること。

(2) 受注者は、委託業務に必要と認められる範囲で、従業員の控室等、発注者の施設の一部を、無償で使用する事が出来るものとする。

8 その他

この仕様書に定めのない事項、又は疑義を生じたときは、発注者と受注者とで協議して定めるものとする。

区分	作業場所			床材ほか	面積 (㎡)	作業区分								作業区分及び作業内容	
						日常				定期					
						時間帯	回数	消毒	随時	週	月	年	回数		
ホール廊下等 (管理棟関係)	管理棟	1階	管理事務施設	玄関ホール	磁器タイル貼	120.54	午前	1		○				1	1 日常清掃 (下記の項目を毎日行う。) ① 床面のチリ、ゴミをほうき又は掃除機等を使用し掃除する。 ② モップ等で床面の汚染を隅々まできれいに拭き取る。 ③ 灰皿及びゴミ箱のごみを処理するとともに、容器を洗浄する。 2 随時清掃 (下記の項目を随時行う。) ① 1階玄関、外部からの出入口、各種の連絡口及び床、ドアの汚れがある箇所は適宜清掃し、きれいにする。 ② 磁器タイル貼に汚れが付着している場合は、ブラシ等を使用し汚れを除去する。 3 定期清掃 その1 (下記の項目を年2回行う。) ビニール系シート貼床等は、床の汚染を除去し、発注者の承認したワックスをむらなくかける。 4 定期清掃 その2 (各階とも下記の項目を年1回行う。) ① 壁、天井の汚れ及びホコリを払う。 ② 屋上の排水口周りの清掃を行う。 5 その他 ゴミは、広島市の分別分類に基づいて分別する。
				廊下	ビニール系シート貼	53.66	午前	1		○				3	
				玄関ホール(中)	磁器タイル貼	52.17	午前	1		○				1	
				廊下(中)	ビニール系シート貼	4.78	午前	1		○				3	
				階段室(中)	ビニール系シート貼	19.14	午前	1		○				3	
	2階	管理事務施設	階段	ビニール系シート貼	23.83	朝	1		○			3			
			ホール	ビニール系シート貼	55.04	朝	1		○			3			
			廊下	ビニール系シート貼	45.02	朝	1		○			3			
			階段(中)	ビニール系シート貼	18.68	朝	1		○			3			
			ホール(中)	ビニール系シート貼	41.88	朝	1		○			3			
			廊下(技術)	ビニール系シート貼	42.01	朝	1		○			3			
	3階	管理事務施設	階段(中)	ビニール系シート貼	25.02	朝	1		○			3			
			廊下(中)	ビニール系シート貼	19.52	朝	1		○			3			
	2階	管理事務施設	渡廊下	ビニール系シート貼	109.39	朝	1		○			3			
	計					630.68		630.68	-	0.00	250.29	2,152.24			
	面積 計				a 玄関ホール	磁器タイル貼	-	172.71	-	0.00	172.71	172.71			
					b ホール廊下等	ビニール系シート貼	-	390.44	-	0.00	77.58	1,979.53			
c 階段					フロア数	3	67.53	-	-	-	-				

区分	作業場所			床材ほか	面積 (㎡)	作業区分								作業区分及び作業内容		
						日常				定期						
						毎日				週		月			年	
						時間帯	回数	消毒	随時	回数	消毒	回数	回数			
便所	管理棟	1階	管理事務施設	便所(卸事務所前)	磁器タイル貼	48.60	午前	1		○			1	1	1 日常清掃 (下記の項目を毎日行う。) ① 便器、手洗い器及び手洗い場を洗浄する。 ② 汚物入れを清掃し、容器を清浄にする。 ③ 磁器タイル貼はブラシ等を使い汚れを除去する。 ④ 壁面の腰を水拭きし、鏡をよく磨く。 ⑤ ドアを水拭きする。 ⑥ モップ等で床面の汚染を隅々まできれいに拭き取る。 2 随時清掃 (下記の項目を随時行う。) ① 便器及び排水管の詰まりを掃除する。 ② 排水口に溜まったゴミ等を取り除く。 ③ トイレトペーパー及び石鹼液を適宜補充する。 3 定期清掃 (下記の項目を月1回行う。) 床の洗剤洗浄を行う。 4 定期清掃 (下記の項目を年1回行う。) 壁、天井の汚れ及びホコリを払う。 5 その他 ゴミは、広島市の分別分類に基づいて分別する。	
				便所(食堂前)	磁器タイル貼	15.68	午前	1		○			1	1		
		2階	管理事務施設	便所(管理事務所前)	ビニール系シート貼	48.60	午前	1		○				5		
				便所(技術員室前)	ビニール系シート貼	14.61	午前	1		○				5		
	本館棟	1階	と畜場施設	便所(卸売場)	磁器タイル貼	16.58	朝	1		○			1	1		
				仲卸売場施設	便所(仲卸売場)	磁器タイル貼	36.61	朝	1		○			1		1
				枝肉搬出施設	便所(プラットフォーム)	磁器タイル貼	10.01	朝	1		○			1		1
				内臓加工施設	便所(内臓作業員室)	磁器タイル貼	22.44	朝	1		○			1		1
					便所(皮置場横)	磁器タイル貼	21.66	朝	1		○			1		1
				共同加工所	便所(加工所東)	磁器タイル貼	19.47	午前	1		○			1		1
					便所(加工所西)	磁器タイル貼	19.47	午前	1		○			1		1
				と畜場施設	便所(けい留所)	磁器タイル貼	8.31	朝	1	2	○			1		1
	2階	と畜場施設	便所(技術員控室前)	磁器タイル貼	30.15	朝	1	2	○			1	1			
			病畜棟	1階	と畜場施設	便所(病畜棟)	モザイクタイル貼	1.68	午後	1		○		1		1
	出荷者休憩所	1階	と畜場施設	便所(出荷者休憩所)	モザイクタイル貼	2.42	午後	1		○			1	1		
	計					316.29				316.29	-		0.00	0.00		316.29
面積 計																
					磁器タイル貼	-				248.98	-		0.00	0.00	248.98	
					ビニール系シート貼	-				63.21	-		0.00	0.00	63.21	
					モザイクタイル貼	-				4.10	-		0.00	0.00	4.10	

区分	作業場所			床材ほか	面積(m ²)	作業区分								作業区分及び作業内容		
						日常				定期						
						毎日				週		月			年	
						時間帯	回数	消毒	随時	回数	消毒	回数	回数			
湯沸室等	管理棟	1階	管理事務施設	湯沸室(共用)	ビニール系タイル貼	7.19	午前	1		○				5	1 日常清掃（下記の項目を毎日行う。） ① 床面のチリ、ゴミをほうき又は掃除機器を使用し掃除する。 ② モップ等で床面の汚染を隅々まできれいに拭きとる。 ③ ドアを水拭きする。 ④ 壁面の腰を水拭きする。 ⑤ ゴミを発注者の指定する場所で処理する。 ⑥ 浴室については、ブラシ等で洗浄後、水洗を行う。 2 随時清掃（下記の項目を随時行う。） ① 湯沸器、流し台及び電子コンロをきれいに掃除する。 ② 浴室の排水設備の詰まりを掃除する。 ③ 洗濯機・乾燥機に付着したホコリ等を取り除く。 3 定期清掃 その1（下記の項目を月1回行う。） ① コンクリート床は、洗剤等で床の汚染を除去する。 ② 浴室・洗濯室の洗剤洗浄。 4 定期清掃 その2（下記の項目を年2回行う。） ビニール系シート貼等は、床の汚染を除去し、発注者の承認したワックスをむらなくかける。 5 定期清掃 その3 年間（下記の項目を年1回行う。） 壁、天井の汚れ及びホコリを払う。 6 その他 ゴミは、広島市の分別分類に基づいて分別する。	
		2階	管理事務施設	湯沸室(共用)	ビニール系シート貼	7.01	午前	1		○				5		
				浴室(専用)	磁器タイル貼	46.25	午前	1		○		1	1			
	3階	管理事務施設	洗濯室(専用)	モザイクタイル貼	38.88	午前	1		○		1	1				
	本館棟	1階	仲卸売場	湯沸室(共用)	コンクリート金鏝押え	14.31	午後	1		○		1	1			
		1階	共同加工所	湯沸室(共用 東)	コンクリート金鏝押え	3.50	午前	1		○		1	1			
				湯沸室(共用 西)	コンクリート金鏝押え	3.50	午前	1		○		1	1			
	2階	と畜場施設	洗濯室(専用)	コンクリート金鏝押え	21.90	午後	1	2	○		1	1				
						計	142.54		142.54	-	0.00	135.53	309.33			
						ビニール系タイル貼	-		7.19	-	0.00	7.19	7.19			
						ビニール系シート貼	-		7.01	-	0.00	0.00	35.05			
						磁器タイル貼	-		46.25	-	0.00	46.25	185.00			
					モザイクタイル貼	-		38.88	-	0.00	38.88	38.88				
					コンクリート金鏝押え	-		43.21	-	0.00	43.21	43.21				

区分	作業場所			床材ほか	面積(m ²)	作業区分								作業区分及び作業内容		
						日常				定期						
						毎日				週		月			年	
						時間帯	回数	消毒	随時	回数	消毒	回数	回数			
事務室等	管理棟	1階	管理事務施設	休憩室(技術1)	ビニール系シート貼	74.93	午前	1		○				5	1 日常清掃（下記の項目を毎日行う。） ① 床面のチリ、ゴミをほうき又は掃除機等を使用し掃除する。 ② ゴミ箱等を掃除し容器を清浄にする。 2 随時清掃（下記の項目を随時行う。） ① 場長室、応接室、事務室、防災管理室、休憩室、更衣室及び大小会議室は使用状況に応じ適宜掃除する。 3 定期清掃 その1（下記の項目を年2回行う。） ビニール系シート貼等は、床面の汚染を除去し、発注者の承認したワックスをむらなくかける。 休憩室(技術2)のフローリングについても同様とする。 4 定期清掃 その2（下記の項目を年2回行う。） 更衣室の床は、年2回床面の汚染を除去し、発注者の承認したワックスをむらなくかける。 5 定期清掃 その3（下記の項目を年1回行う。） ① 壁、天井の汚れ、ホコリを払う。 ② タタミを床上げし、よく乾燥させる。 6 その他 ① ゴミは、広島市の分別分類に基づいて分別する。 ② 以下の室については、湯沸器、流し台及び電子コンロ等をきれいに掃除する。 ・ 休憩室(技術1)、更衣室(事務)、休憩室(技術2)	
				休養室タタミ(技術)	タタミ敷き	42.21	午前	1								1
	2階	管理事務施設	大会議室	ビニール系シート貼	235.46					○						5
			場長室	ビニール系シート貼	24.93	朝	1			○						5
			応接室	ビニール系シート貼	24.82	朝	1			○						5
			事務室	ビニール系シート貼	102.16	朝	1			○						5
			小会議室	ビニール系シート貼	66.49					○						5
			防災管理室	ビニール系シート貼	15.50	朝	1			○						5
			休憩室(事務)	ビニール系シート貼	34.65	朝	1			○						5
			休養室タタミ(事務)	タタミ敷き	18.90	午前	1									1
			更衣室(事務)	ビニール系シート貼	11.71	朝	1			○						5
			休養室タタミ(技術)	タタミ敷き	34.13	午前	1									1
			休憩室(技術2)	ビニール系シート貼	51.19	午前	1			○						5
			更衣室(技術)	縁甲板	50.31	午前	1			○						3
				計	848.90					546.95	-	0.00	187.63	3,762.92		
				ビニール系シート貼	-					401.40	-	0.00	187.63	3,516.75		
				タタミ敷き	-					95.24	-	0.00	0.00	95.24		
				縁甲板	-					50.31	-	0.00	0.00	150.93		

区分	作業場所			床材ほか	面積 (㎡)	作業区分								作業区分及び作業内容	
						日常				定期					
						毎日		週		月		年			
						時間帯	回数	消毒	随時	回数	消毒	回数	回数		
窓ガラス	管理棟	1階	管理事務施設	休憩室(技術)	-	9.72								1	1 定期清掃 年間(下記の項目を年1回行う。) 玄関等の窓ガラス及びび枠を掃除する。
				玄関(正)(中)	-	130.50								1	
				便所(仲卸業者等)	-	9.54								1	
	2階	管理事務施設	大会議室	-	38.66									1	
			小会議室	-	9.66									1	
			場長室	-	4.83									1	
			応接室	-	4.83									1	
			事務室	-	19.33									1	
			防災管理室	-	2.88									1	
			休憩室(事務)	-	6.78									1	
			休養室(事務)	-	4.32									1	
			便所(事務)	-	9.54									1	
			休養室(技術)	-	19.58									1	
			休憩室(技術)	-	9.90									1	
			便所(技術)	-	3.52									1	
			更衣室(技術)	-	9.66									1	
			渡廊下	-	81.64									1	
							計		374.89	0.00	-	0.00	0.00	374.89	
				面積 計	窓ガラス	-	0.00	-	0.00	0.00	374.89				
						-	0.00	-	0.00	0.00	0.00				

区分	作業場所				床材ほか	面積 (㎡)	作業区分								作業区分及び作業内容		
							日常				定期						
							毎日				週		月			年	
							時間帯	回数	消毒	随時	回数	消毒	回数	回数			
ブラインド	管理棟	1階	管理事務施設	休憩室(技術)	-	10.80								1	1 定期清掃 年間（下記の項目を年1回行う。） 会議室等のブラインドを掃除する。		
		2階		大会議室	-	42.96								1			
		小会議室		-	10.74									1			
		場長室		-	5.37									1			
		応接室		-	5.37									1			
		事務室		-	21.48									1			
		防災管理室		-	3.20									1			
		休憩室(事務)		-	7.54									1			
		休養室(事務)		-	4.81									1			
		休養室(技術)		-	23.25									1			
		休憩室(技術)		-	11.00									1			
		更衣室(技術)		-	10.74									1			
	計						157.26	0.00	-	0.00	0.00	157.26					
	面積 計					ブラインド	-	0.00	-	0.00	0.00	157.26					
						-	0.00	-	0.00	0.00	0.00						

区分	作業場所		床材ほか	面積 (㎡)	作業区分								作業区分及び作業内容			
					日常				定期							
					毎日				週		月			年		
					時間帯	回数	消毒	随時	回数	消毒	回数	回数				
けい留所等 (本館棟関係)	本館棟	1階	卸売場施設	通路(卸売場WC前)	磁器タイル貼	6.83	午後	1		○				1	1 日常清掃 (下記の項目を毎日行う。) ① 通路、階段室、ホール、カップ置場、下足室及び技術員控室、内臓加工施設プラットホーム等場内の床面のチリ・ゴミ等をほうき等で掃除する。また、床面が汚染されている場合には、発注者が承認した洗剤を使用し、汚れを除去する。 ② 枝肉搬出施設のプラットホーム、トラックヤード、ベルトコンベヤ室は、床面にある肉片等を除去し、ゴミ等をほうき等で掃除する。 また、枝肉出荷コンベヤ(2台)については、発注者の承認した洗剤を使用し、ベルト部等枝肉が付着する部分をブラシでこすり洗いする。流水でしっかりすすいだ後に、発注者の承認した消毒液をベルト全体にまんべんなく噴霧する。 ③ 磁器タイル貼は、ブラシ等を使用し、床面の汚れを除去する。 ④ けい留バース及びけい留所(排水口を含む)は、ほうき、スコップ等により、廃棄物の除去、運搬並びに水洗いする。 また、小動物けい留バースについては、発注者の承認した消毒液をまんべんなく噴霧する。 2 定期清掃その1 週間 (下記の項目を週1回行う。) けい留バース及びけい留所は、発注者の承認した消毒液をまんべんなく噴霧する。 3 定期清掃その2 月間 (下記の項目を月2回行う。) トラックヤード・ベルトコンベヤ室・前室・プラットホームの床面を、発注者の承認した洗剤を使用し洗浄する。 4 定期清掃その3 年間 (下記の項目を年2回行う。) ① ビニール系シート貼等は、床面の汚染を除去し、発注者の承認したワックスをむらなくかける。 ② 内臓加工施設プラットホームの床面について、発注者の承認した洗剤を使用し、汚れを除去する。 5 定期清掃その4 年間 (下記の項目を年1回行う。) ① 壁、天井の汚れ及びホコリを払う。 ② 屋上の排水口周りの清掃を行う。 6 その他 ゴミは、広島市の分別分類に基づいて分別する。	
			仲卸売場	通路(仲卸売場東西)	コンクリート金鍍押え	355.94	午後	1		○						1
			通路(仲卸売場南北)	コンクリート金鍍押え	234.03	午後	1		○							1
		枝肉搬出施設	トラックヤード	コンクリート金鍍押え	288.84	午後	1		○			2				1
			ベルトコンベヤ室・前室	コンクリート金鍍押え		午後	1		○			2				1
			プラットホーム	コンクリート金鍍押え		午後	1		○			2				1
		内臓加工施設	通路(内臓加工室北)	モルタル塗り金鍍押え	65.17	午後	1		○							1
			プラットホーム(内臓加工室東西)	モルタル塗り金鍍押え	123.65	午後	1		○							3
			階段(内臓加工室内)	モルタル塗り金鍍押え	12.41	午後	1		○							1
		共同加工所	通路(渡り廊下-所内)	コンクリート金鍍押え	43.72	午後	1		○							1
			通路(加工所東西)	コンクリート金鍍押え	261.82	午後	1		○							1
		と畜場	けい留バース	アスコンクリート舗装	1,238.10	午後	1		○							1
	小動物けい留所		コンクリート金鍍仕上	489.30	午後	1		○						1		
	大動物けい留所		コンクリート金鍍仕上	1,066.95	午後	1		○						1		
	階段室(内臓休憩室側)		ビニール系シート貼	17.42	午後	1		○						5		
	階段室(卸売場側)		ビニール系シート貼	25.16	午後	1		○						5		
	階段室(ELV前)		ビニール系シート貼	23.30	午後	1		○						5		
	ELV(付室)		ビニール系シート貼	15.66	午後	1		○						5		
	ELV(室内)		ビニール系シート貼	8.44	午後	1		○						5		
	中2階	と畜場	階段(内臓休憩室側)	ビニール系シート貼	17.50	午後	1		○					5		
			通路(内臓休憩室側)	ビニール系シート貼	8.68	午後	1		○					5		
	2階	と畜場	階段(内臓休憩室側)	ビニール系シート貼	17.09	午後	1		○					5		
			通路(電気室前)	コンクリート金鍍押え	35.76	午後	1		○					1		
			ホール(渡廊下接続)	ビニール系シート貼	45.03	午後	1		○					5		
			下足室	コンクリート金鍍押え	15.45	午後	1		○					1		
			通路(下足～カップ)	コンクリート金鍍押え	35.72	午後	1		○					1		
			洗濯室、カップ置場	コンクリート金鍍押え	19.01	午後	1	2	○					1		
			技術員控室	コンクリート金鍍押え	70.77	午後	1	2	○					1		
			通路(ボイラー室前)	コンクリート金鍍押え	49.67	午後	1		○					1		
	階段(ボイラー室前)	ビニール系シート貼	23.22	午後	1		○						5			
面積 計					4,614.64	4,614.64	-	0.00	288.84	4,614.64						
磁器タイル貼					-	6.83	-	0.00			6.83					
コンクリート金鍍押え					-	1,410.73	-	0.00	288.84	1,410.73						
コンクリート金鍍仕上					-	1,556.25	-	0.00		1,556.25						
モルタル塗り金鍍押え					-	201.23	-	0.00		201.23						
アスコンクリート舗装					-	1,238.10	-	0.00		1,238.10						
ビニール系シート貼					-	201.50	-	0.00		201.50						

区分	作業場所				床材ほか	面積 (㎡)	作業区分								作業区分及び作業内容		
							日常				定期						
							毎日				週		月			年	
							時間帯	回数	消毒	随時	回数	消毒	回数	回数			
守 衛 室	正門				ビニール系タイル貼	21.00								1	1 定期清掃 年間（下記の項目を年1回行う。） ビニール系タイル貼等は、床面の汚染を除去し、発注者の承認したワックスをむらなくかける。		
	南門				ビニール系タイル貼	31.00								1			
	面積 計				計	52.00		0.00	-	0.00	0.00	0.00					
					ビニール系シート・タイル貼	-		0.00	-	0.00	0.00	0.00					

区分	作業場所	床材ほか	面積 (㎡)	作業区分								作業区分及び作業内容		
				日常				定期						
				毎日				週		月			年	
				時間帯	回数	消毒	随時	回数	消毒	回数	回数			
建物外 通路等	場内道路用地	アスファルト舗装等	16,764.00	時間内	1		○					1 日常清掃（下記の項目を毎日行う。） ① 場内の巡回を行い、ゴミを清掃(除去)する。 ② 洗車場は、発注者が承認する消毒液をまんべんなく噴霧する。 2 随時清掃（下記の項目を随時行う。） ① 側溝内に泥がある場合には、泥上げ清掃(除去)を行う。 ② 車輪洗浄槽(正門、南門)及び足踏槽の汚れが激しい時は、水を抜き替えて清掃を行い、発注者の指定する薬剤を注入する。 3 定期清掃 週（下記の項目を毎週2回行う。） ① 車輪洗浄槽(南門)の水を抜き替えて清掃を行い、発注者の指定する薬剤を注入する。 ② 足踏槽(3箇所)の水を抜き替えて清掃を行い、発注者の指定する薬剤を注入する。 4 定期清掃 月間（下記の項目を月1回行う。） 緑地帯内の雑草等について、除去及び処分を行う。 5 その他 ゴミは、広島市の分別分類に基づいて分別する。		
	駐車場用地	アスファルト舗装等	8,581.00	時間内	1		○							
	緑地帯用地	樹木及び芝生	11,008.00	時間内	1		○			1				
	車輪洗浄槽(正門)	コンクリート舗装	83.20				○							
	車輪洗浄槽(南門)	コンクリート舗装	83.20				○	2	○					
	足踏槽(3箇所)	ステンレス板	1㎡×3か所				○	1	○					
	側溝	コンクリート金鍔押え	450.15				○				2			
	洗車場	コンクリート舗装	79.38		1									
	計		37,855.19			36,432.38	-	88.20	0.00	90,733.22				
	コンクリート金鍔押え	-				0.00	-	0.00	0.00	2,669.22				
	アスファルト舗装等	-				25,345.00	-	0.00	0.00	0.00				
	コンクリート舗装	-				79.38	-	83.20	0.00	0.00				
	ステンレス板	-				0.00	-	3.00	0.00	0.00				
	樹木及び芝生	-				11,008.00	-	0.00	0.00	88,064.00				
	面積 計													

注記 1 作業区分に「随時」とあるのは、その区分における作業内容に基づき、必要性が確認される都度、実施するものである。

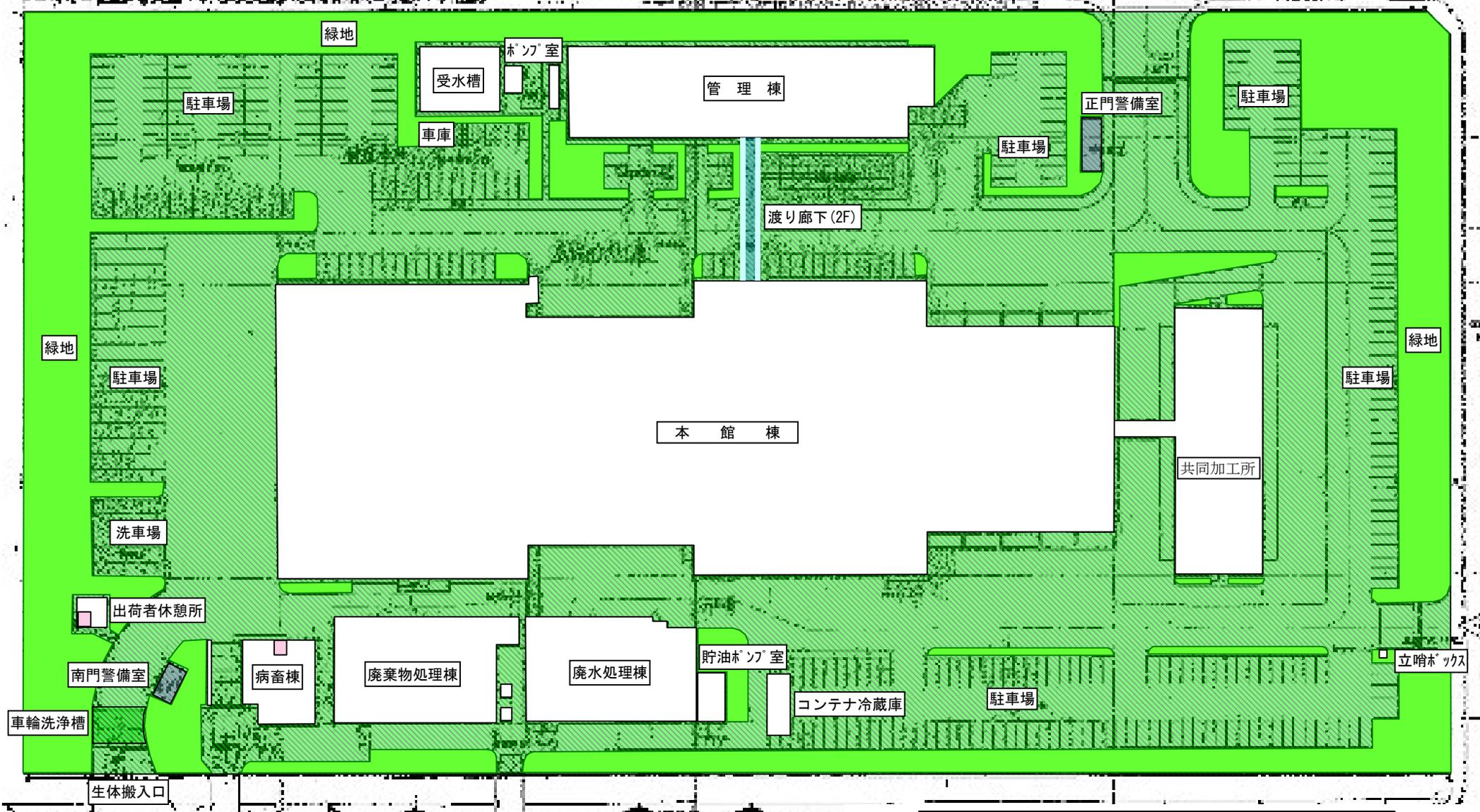
2 時間帯「朝」は、午前8時までを示す。

3 時間帯「時間内」は、業務実施時間のうち、任意の時間を示す。

4 消毒は、午前8時までに1回、午後1回実施するものとする。

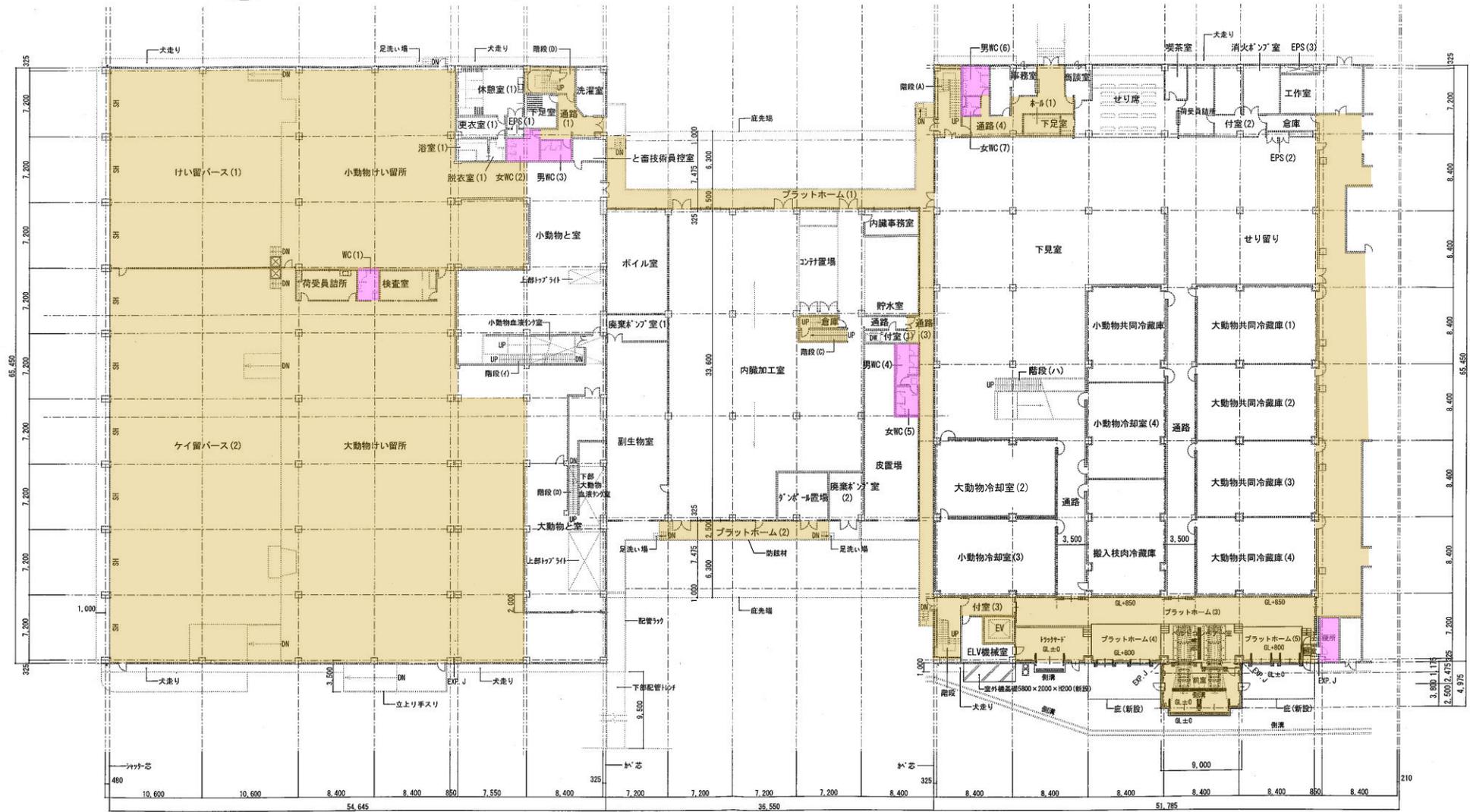
食肉市場施設配置図

別図 5-1

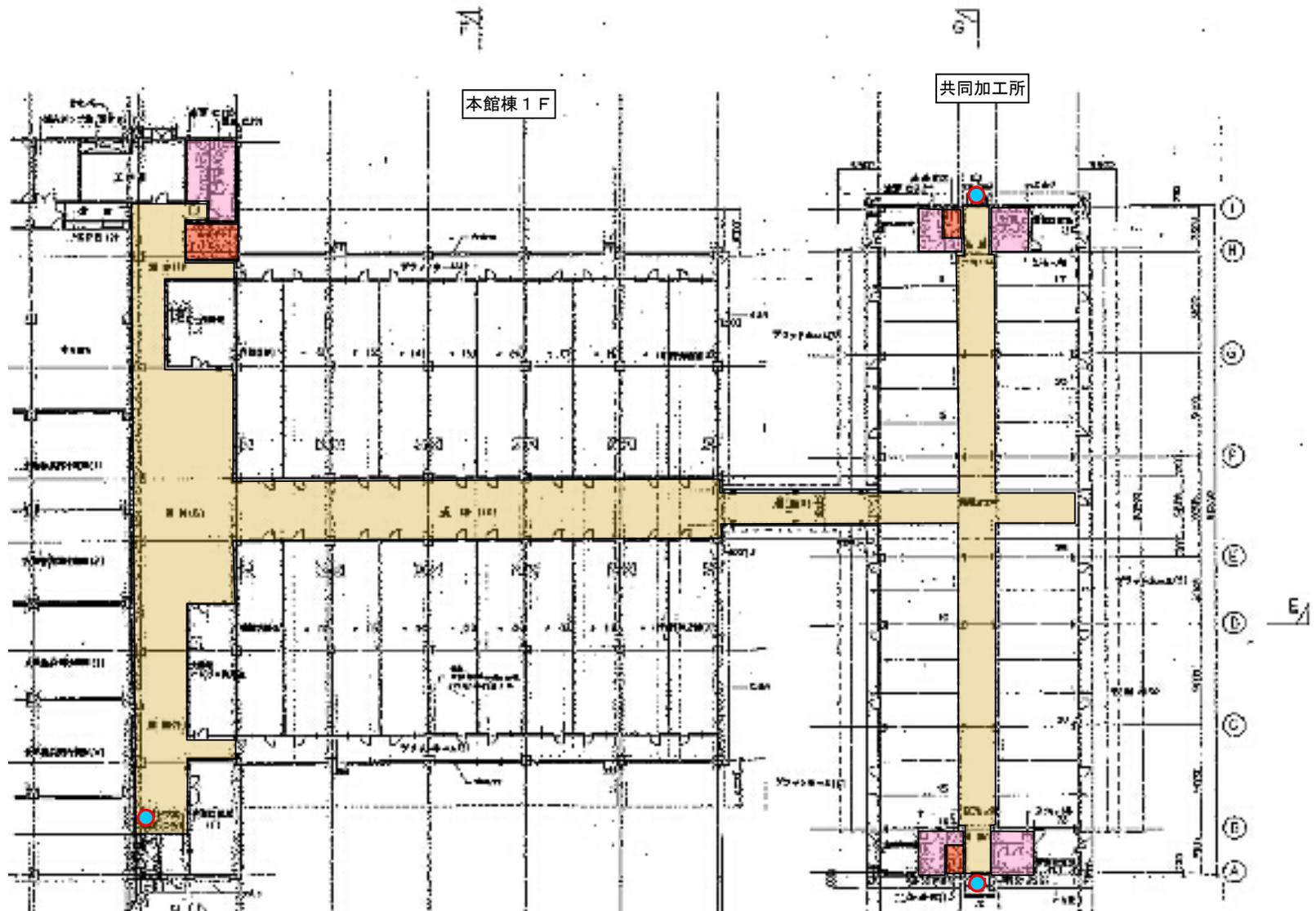


凡例 (別表の箇所)

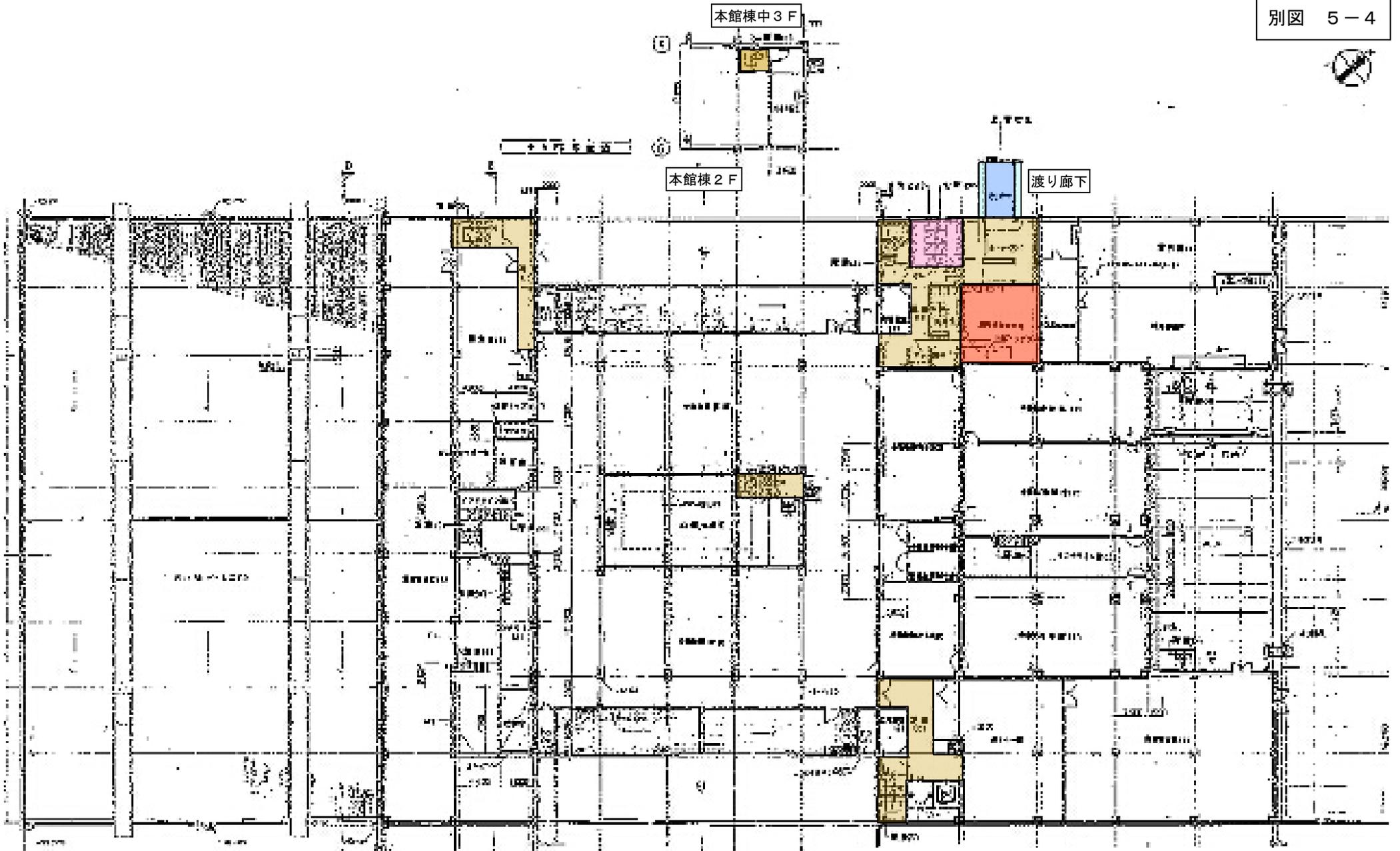
ホール廊下等	No.1	窓ガラス	No.5	建物外通路等(緑地)	No.9
便所	No.2	ブラインド	No.6	建物外通路等(その他)	No.9
湯沸室等	No.3	けい留所等	No.7	足踏槽	No.9
事務所等	No.4	守衛室	No.8		



ホール廊下等	No.1	窓ガラス	No.5	建物外通路等(緑地)	No.9
便所	No.2	ブラインド	No.6	建物外通路等(その他)	No.9
湯沸室等	No.3	けい留所等	No.7	足踏槽	
事務所等	No.4	守衛室	No.8		



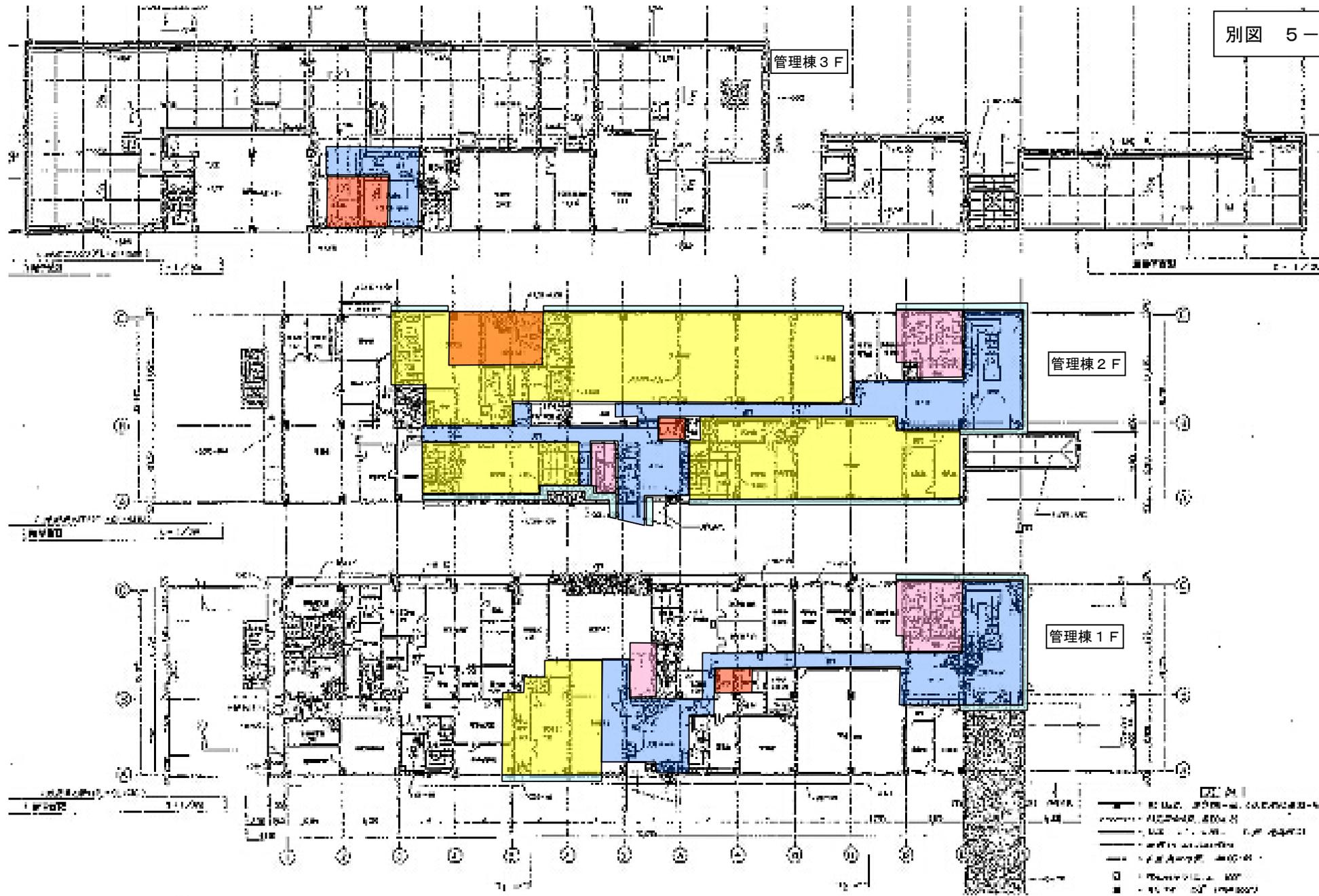
凡例 (別表の箇所)					
ホール廊下等	No.1	窓ガラス	No.5	建物外通路等 (緑地)	No.9
便所	No.2	ブラインド	No.6	建物外通路等(その他)	No.9
湯沸室等	No.3	けい留所等	No.7	足踏槽	No.9
事務所等	No.4	守衛室	No.8		



凡例 (別表の箇所)

ホール廊下等	No.1	窓ガラス	No.5	建物外通路等(緑地)	No.9
便所	No.2	ブラインド	No.6	建物外通路等(その他)	No.9
湯沸室等	No.3	けい留所等	No.7	足踏槽	
事務所等	No.4	守衛室	No.8		

別図 5-5



凡例 (別表の箇所)

■ ホール廊下等	No.1	□ 窓ガラス	No.5	■ 建物外通路等(緑地)	No.9
■ 便所	No.2	□ ブラインド	No.6	■ 建物外通路等(その他)	No.9
■ 湯沸室等	No.3	■ けい留所等	No.7	○ 足踏槽	No.9
■ 事務所等	No.4	■ 守衛室	No.8	■ 足踏槽	